

令和4年度 (2022年度) 市民税・府民税の納税通知書について

平素は本市税務行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、別紙のとおり令和4年度市民税・府民税納税通知書をお送りします。

内容などをご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

今年度の主な変更点

○住宅借入金等特別控除の特例（控除期間13年）の延長と面積要件の緩和

・令和4年12月31日までの入居者が対象

・延長した部分に限り、床面積40m²以上50m²未満の住宅も対象（合計所得金額1,000万円以下の人々に限る）

※注文住宅の場合は令和2年10月から令和3年9月末まで、それ以外の住宅の場合は令和2年12月から令和3年11月末までの契約分に限る

○公的年金からの特別徴収（引き落とし）制度について

対象となる人

地方税法第321条の7の2の規定により、(1)～(3)の条件全てに該当する人は公的年金からの特別徴収が義務付けられています。

(1)令和4年4月1日現在65歳以上で、老齢基礎年金を受給している人

(2)老齢基礎年金等が年間18万円以上で、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引いた額が、市・府民税の額より大きい人

(3)介護保険料の特別徴収対象である人

対象となる税額

公的年金等の所得に対する市・府民税のみが特別徴収の対象です。介護保険料が特別徴収されている公的年金等から特別徴収されます。

特別徴収の方法

○今年度から特別徴収が開始される人（前年度特別徴収が停止になった人を含む）

第1期（6月）と第2期（8月）は、納付書等で納めていただきます。

【例】公的年金等に係る年税額が60,000円の場合

徴収方法	普通徴収（納付書等で納付）		特別徴収（公的年金から引き落とし）		
納付時期	6月	8月	10月	12月	2月
	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
税額	年税額の半分30,000円を2回に分けて納付書等で納付		年税額の半分30,000円を3回に分けて年金から引き落とし		

○前年度から特別徴収（引き落とし）が継続される人

【例】前年度の年税額（年金所得分）が60,000円であったが、今年度90,000円になった場合

徴収方法	仮徴収（公的年金から引き落とし）		本徴収（公的年金から引き落とし）		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月
	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円
税額	前年度の年税額の2分の1に相当する30,000円を3回に分けて引き落とし		年税額から仮徴収額30,000円を差し引いた60,000円を3回に分けて引き落とし		

○税額の計算

（所得金額－所得控除額）×税率－調整控除額－税額控除額＝所得割額（百円未満切捨）

所得割額+均等割額（5,300円）＝市民税・府民税額

○市・府民税が課税される人

・令和4年1月1日現在、池田市内に住所がある人

・令和4年1月1日現在、池田市内に事務所・事業所・家屋敷がある人（均等割のみ課税）

※令和4年1月2日以降に池田市外に転出された場合、令和4年度の市・府民税は池田市に納付していただきます。転出先の市区町村では、令和4年度の市・府民税は課税されません。

※令和4年1月1日時点でご存命の人には、令和4年度の市・府民税が課税されます。1月2日以降にお亡くなりになった場合、法定相続人が納税義務を承継するため、その人に納付していただくことになります。なお、相続放棄された場合は課税課までお問い合わせください。

○市・府民税が課税されない人

○所得割も均等割も課税されない人

①令和4年1月1日時点で、生活保護法による生活扶助を受けている人

②障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

③前年の合計所得金額が以下の計算で求めた額以下の人

35万円×（本人+扶養人数）+10万円+21万円

※ただし、扶養がない場合は21万円を加算しない

○所得割が課税されない人

前年の総所得金額等が以下の計算で求めた額以下の人

35万円×（本人+扶養人数）+10万円+32万円

※ただし、扶養がない場合は32万円を加算しない

○所得の種類

総合課税	①給与所得	サラリーマンの給与など	⑤不動産所得	地代・家賃・権利金など
	②営業等所得	営業等・農業をしている場合に生じる所得	⑥利子所得	預貯金や公社債などの利子
	③農業所得	生じる所得	⑦配当所得	株式の配当など
分離課税	④公的年金等	公的年金など	⑧総合譲渡所得	土地・家屋・株式以外の資産を売った場合に生じる所得
	⑤業務	原稿料・講演料など	⑨一時所得	生命保険の満期返戻金など
	⑥その他	生命保険の年金など	⑩分離短期・長期譲渡所得	土地・家屋などの資産を売った場合に生じる所得
分離課税	⑪株式等の譲渡所得	株式等を売った場合に生じる所得	⑪上場株式等の配当所得等	上場株式等の配当など
			⑫先物取引所得	商品先物・有価証券先物取引など
			⑬山林所得	山林の伐採・譲渡による所得

給与所得計算表

給与収入	給与所得
0円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	給与収入÷4 ×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×90%-1,100,000円
8,500,000円～	給与収入-1,950,000円

公的年金等所得計算表

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額(A)
65歳未満 〔S32.1.2 以降生まれ〕	130万円未満	収入-600,000円
	130万円以上410万円未満	収入×75%-275,000円
	410万円以上770万円未満	収入×85%-685,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入×95%-1,455,000円
65歳以上 〔S32.1.1 以前生まれ〕	1,000万円以上	収入-1,955,000円
65歳以上 〔S32.1.1 以前生まれ〕	330万円未満	収入-1,100,000円
	330万円以上410万円未満	収入×75%-275,000円
	410万円以上770万円未満	収入×85%-685,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入×95%-1,455,000円
1,000万円以上	収入-1,955,000円	

※公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は(A)-10万円、2,000万円超の場合は(A)-20万円を公的年金に係る雑所得金額とする

○所得金額調整控除

(1) 給与等の収入が850万円を超える場合に該当する場合、所得金額調整控除を給与所得から控除します。

ア. 特別障害者 イ. 23歳未満の扶養親族を有する ウ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

所得金額調整控除= {給与等の収入額（1,000万円超の場合は1,000万円）-850万円} × 10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円超の場合は、所得金額調整控除を給与所得から控除します。

所得金額調整控除= {給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）+公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）} - 10万円

※(1)の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します

◎所得控除額

社会保険料	支払保険料の全額	地震保険料 支払額の全額 一般・個人年金それぞれで計算 年間の支払保険料等 15,000円以下 15,000円超 40,000円以下 40,000円超 70,000円以下 70,000円超	支払金額	控除額
小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		50,000円以下	支払額×1/2
旧契約	一般・個人年金それぞれで計算		50,000円超	25,000円
平成23年 12月31日 以前の契約	年間の支払保険料等 15,000円以下 15,000円超 40,000円以下 40,000円超 70,000円以下		5,000円以下 5,000円超 15,000円以下 15,000円超	支払額の全額 支払額×1/2+2,500円 10,000円
	※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、合計した上限額は25,000円			
	※同一の契約に地震・旧長期損害がある場合、いずれかのみ該当するものとして計算			
新契約	一般・個人年金・介護医療それぞれで計算		300,000円	寡婦は260,000円
平成24年 1月1日 以降の契約	年間の支払保険料等 12,000円以下 12,000円超 32,000円以下 32,000円超 56,000円以下 56,000円超		260,000円	
	支払額の全額 支払額×1/2+ 6,000円 支払額×1/2+14,000円 28,000円			
◎	一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ上記により計算した控除額の合計額（上限額70,000円）		一般 特定扶養 老人扶養 同居老親等	330,000円 450,000円 380,000円 450,000円
◎	一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の両方において控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記により計算した控除額の合計額（上限額28,000円）		扶養 医療費	差引負担額 - 以下の(A)と(B)のいずれか小さい額（上限200万円） (A) 総所得金額等の合計額×5% (B) 10万円
※	ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用			セルフメディケーション税制による医療費控除
基礎	合計所得金額 2,400万円以下 2,400万円超 2,450万円以下 2,450万円超 2,500万円以下	控除額 430,000円 290,000円 150,000円	特定一般用医薬品等購入費 - 12,000円（上限88,000円） 以下の(A)と(B)のいずれか大きい額 (A) 差引損失額 - (総所得金額等の合計額×10%) (B) 差引損失額のうち災害関連支出金額 - 50,000円	

配偶者控除・配偶者特別控除		本人の合計所得金額					
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超		
配偶者控除	一般配偶者	33万円	22万円	11万円	適用不可 ※		
	老人配偶者	38万円	26万円	13万円			
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	適用不可		
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円				
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円				
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円				
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円				
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円				
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円				
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円				
	133万円超	適用不可					
		※配偶者控除は適用されないが「同一生計配偶者」として扶養の人数に含む					

◎調整控除額

所得税と市・府民税の人的控除額の差による負担増を調整するため、市・府民税所得割額から以下の額が控除されます。

- (1)課税される所得金額が 200万円以下の場合 → ① 人的控除差の合計額 [いずれか小さい金額×5% (市3%・府2%)]
② 課税所得金額
- (2)課税される所得金額が 200万円超の場合 → {人的控除差の合計額 - (課税所得金額-200万円)} ×5% (市3%・府2%)
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします

※合計所得金額が2,500万円超の場合は、調整控除の適用はありません ※分離課税の所得割額には調整控除の適用はありません

＜人的控除差の一覧＞

種類	差	種類	差
障害者控除	普通 1万円	勤労学生控除	1万円
	特別 10万円	扶養控除	一般 5万円
同居特別障害	22万円	特 定	18万円
	1万円	老人	10万円
ひとり親控除	父 1万円	同居者親等	13万円
	母 5万円	配偶者特別控除	5万円

種類	差		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般 5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円以下	5万円	4万円
	50万円超 55万円以下	3万円	2万円
			1万円

◎所得割税率

区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税			
課税短期譲渡所得	一般分（一般的譲渡）	5.4%	3.6%	課税長期譲渡所得	一般分（一般的譲渡）	3.0%	2.0%	
	軽減分（国等に対する譲渡）	3.0%	2.0%		特定分（優良住宅地の譲渡）	2,000万円以下	2.4%	1.6%
	一般分	3.0%	2.0%		2,000万円を超える部分	3.0%	2.0%	
	上場分	3.0%	2.0%		軽課分（居住用財産の譲渡）	6,000万円以下	2.4%	1.6%
	上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%		6,000万円を超える部分	3.0%	2.0%	
	先物取引所得	3.0%	2.0%	所得割の税率（総所得・山林）			6.0%	4.0%

◎配当控除額

各種配当所得から一定の割合を乗じた金額が所得割から差し引かれます。ただし、上場株式等の配当所得等で申告分離課税を選択した場合や市・府民税の申告不要制度を選択した場合は配当控除の適用はありません。

課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

前年分の所得税において平成21年から令和4年12月31日までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、以下の①と②のいずれか小さい額を所得割額から控除します。

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の5%（上限額97,500円）

※居住開始年月日が平成26年4月以降で消費税率8%又は10%で住宅を購入した場合、所得税の課税総所得金額等の7%（上限額136,500円）

◎寄附金税額控除

前年中に以下①～③の寄附金を支出し、合計額（寄附金合計額が総所得金額等の合計額の30%超の場合は当該30%に相当する額）が2,000円超の場合には、その超える額を一定上限額まで所得割額から控除します。

- ①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
 - ②住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
 - ③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府又は本市の条例で定めるもの
- | | |
|---------|---|
| (a)基礎控除 | (寄附金合計額-2,000円) × 10% (市6%・府4%)
※総所得金額等の30%が上限 |
| (b)特例控除 | (寄附金-2,000円) × (90%- (右欄の割合) × 1.021)
※市・府民税所得割の20%が上限 |

※上記の(a)が税額控除額となります。ただし、ふるさと納税がある場合は、(a)と(b)の合計額が税額控除額となります。

課税総所得金額一人の控除差調整額	割合
195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10%
330万円超 695万円以下	20%
695万円超 900万円以下	23%
900万円超 1,800万円以下	33%
1,800万円超 4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%